様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月19日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃひたちしゃかいじょほうさーびす  一般事業主の氏名又は名称 株式会社日立社会情報サービス  （ふりがな）きたがわ　たかすみ  （法人の場合）代表者の氏名 北川　高維  住所　〒140-0013  東京都 品川区 南大井６丁目２６番３号  法人番号　3010601021713  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　日立社会情報サービスの企業理念  ②　ごあいさつ | | 公表日 | ①　2025年 4月 1日  ②　2025年 4月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　日立社会情報サービス企業情報サイトにて公表　　　記載箇所：会社サイトトップ>会社情報>企業情報>日立社会情報サービスの企業理念  　https://www.hitachi-sis.co.jp/company/kigyou/vision.html  　日立社会情報サービスの企業理念  ②　日立社会情報サービス企業情報サイトにて公表　　　記載箇所：サイトトップ>会社情報>企業情報>ごあいさつ  　https://www.hitachi-sis.co.jp/company/kigyou/president.html  　ごあいさつ | | 記載内容抜粋 | ①　日立社会情報サービスの企業理念  当社は、これまで培ってきたノウハウや実績をもとに官公庁・自治体、金融、電力・鉄道など、社会全般の分野で社会貢献度の高いデジタルソリューションを提供し、順調に成長を続けてきました。  IT技術の革新がめざましく社会情勢も流動的な昨今、日立社会情報サービスグループをさらに魅力ある会社とするために「5年後、10年後、どのような会社になっていきたいのか」、そのためにこの会社をどうしていけば良いかを社内の若手・中堅社員を中心としたプロジェクトを立ち上げ2024年度に検討しました。その中で、組織の方向性や価値観を明確にし、日立社会情報サービスグループの全社員が一体となって共通の目標に向かって進むための指針として、MVV（ミッション・ビジョン・バリュー）を制定する運びとなりました。  Our Mission　…　私たちが描き続ける普遍的な想い、存在意義  私たちは、これまで培ってきた技術力とノウハウを活かし、デジタルソリューションの力で人々の笑顔があふれる便利で豊かな社会創りに貢献します。  Our Vision　…　私たちが将来達成したい姿、めざすべき世界観  お客さまやパートナー企業、社員との強い信頼関係を基盤に、最新技術や革新的なアイデアを活用し、ともに協力し成長することで、これまでにないデジタルソリューションを提供します。  Our Value　…　私たち一人ひとりが今大切にする価値観、行動指針  Goal : 私たちは、主体的に行動し、高い目標にチャレンジし続けます。  Respect : 私たちは、お互いを尊重し、思いやることで、信頼関係を築きます。  Originality : 私たちは、一人ひとり個性を磨き、それをチームの力に変えていきます。  Wave : 私たちは、先駆けた技術やアイデアで、新しい社会の波を創ります。  当社は、このMVVのもと、社員が一体となって豊かな社会の実現に貢献してまいります。  ②　ごあいさつ  昨今、私たちを取り巻く環境は少子高齢化や物価上昇などの経済の不確実性、インフラの老朽化や環境問題など、人びとの生活に影響を与える課題に直面しています。一方でAIの進化や普及など、IT技術革新が急速に進んでおり、これらの技術を活用した新たな課題解決策が求められています。  これまで私たち日立社会情報サービスは、公共・通信分野を中心にさまざまなソリューション・サービスを提供することで、人びとが“安心・安全”で、“快適”に暮らせる環境・社会づくりに努めてまいりました。近年では、協創パートナーでもあるお客さまとともに、生成AIやクラウドなどのデジタル技術を活用したイノベーションの創生・業務改善・社会課題解決にも重点的に取り組んでおり、着実に成果を出しつつあります。  今後も私たちは、お客さまやパートナーとの強い信頼関係や協力関係を基盤に、デジタルソリューションの力で人びとの笑顔があふれる便利で豊かな社会創りに貢献してまいります。  代表取締役　取締役社長　北川　高維 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　日立社会情報サービスは「経営理念、中期経営計画、内部統制システムに関する事項の決定」を取締役会の決定事項としており、上記決定に基づく社外公表可能資料として、当社サイトを開示している。経営方針としての経営ビジョン、社長メッセージは上記決定による方針等を社外の方にわかりやすい形で伝える資料である。  ②　日立社会情報サービスは「経営理念、中期経営計画、内部統制システムに関する事項の決定」を取締役会の決定事項としており、上記決定に基づく社外公表可能資料として、当社サイトを開示している。経営方針としての経営ビジョン、社長メッセージは上記決定による方針等を社外の方にわかりやすい形で伝える資料である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　デジタルトランスフォーメーション | | 公表日 | ①　2025年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　日立社会情報サービス企業情報サイトにて公表　　　記載箇所：サイトトップ>会社情報>サステナビリティ>デジタルトランスフォーメーション  　https://www.hitachi-sis.co.jp/company/sustainability/dx/index.html  　記載箇所：「当社におけるDXの取り組み」 | | 記載内容抜粋 | ①　当社におけるDXの取り組み  ・データドリブン経営の推進（基盤整備と高度化）  社内におけるモバイル機器・自動化技術活用による効率化、業務システムのモダナイズ、データレイクの整備、見える化の高度化を推進しています。  ・開発基盤のDX推進  当社の基幹事業であるITソリューションを支える開発基盤について、日立製作所が提供する開発用基盤サービスDeplasやAmazon.comにより提供されているクラウドコンピューティングサービスAWSを活用した高効率な開発環境の整備を推進しています。  ・新事業創出のマインドアップ・加速  当社では「DXに関わる新事業の創出」に積極的に取り組んでおり、2025年4月に新事業創生の専任組織を設置し、市場調査やブレインストーミング、アイディエーションを行い、ビジネスモデルの立案から事業化までを推進しています。  また、社内DXの推進を通じて得られた知見・ノウハウをお客さまのDX実現につなげられるように、社員一人ひとりが日々の行動変革に取り組んでいます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　日立社会情報サービスは「経営理念、中期経営計画、内部統制システムに関する事項の決定」を取締役会の決定事項としており、上記決定に基づく社外公表可能資料として、当社サイトを開示している。経営方針としての経営ビジョン、社長メッセージは上記決定による方針等を社外の方にわかりやすい形で伝える資料である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　デジタルトランスフォーメーション  　掲載箇所：ホームページトップ>会社情報>サステナビリティ>デジタルトランスフォーメーション  記載箇所：「DX推進組織」 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進組織  当社では、2022年4月にDX推進組織を発足し、営業部門・事業部門・管理部門・IT部門のDXの加速・推進を統括しています。また、課題解決に向けたスピーディな意思決定と、全社横断でのDX推進に取り組んでいます。加えて、2024年度から生成AI推進組織も設置し、生成AI活用促進、定着化に向けた取り組みも推進しています。  事業においては、事業部門と営業部門が一体となってDX事業の拡大にあたっており、新事業推進部門、技術スペシャリスト部門がこの活動をサポートしています。2025年度からはマイスター制度を導入しサポートを強化、DX事業拡大の加速に取り組んでいます。  デジタル人財の育成・確保に向けて、当社では、全社プロジェクトとして人事教育部門でAIを含む育成・確保の進捗状況を把握・管理しています。  また、各デジタル領域のスペシャリストをマイスターと称し、そのマイスターが持つ、さまざまな知見・ノウハウや各種フレームワークを活用し、全社横断のDXを推進する仕組みづくりに取り組んでいます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　デジタルトランスフォーメーション  　掲載箇所：サイトトップ>会社情報>サステナビリティ>デジタルトランスフォーメーション  記載箇所：「社内DX」 | | 記載内容抜粋 | ①　社内DX  当社ではデジタル技術を活用し、“生産性の向上”、“個々のパフォーマンスの最大化”をフレキシブルな就業で実現可能にする社内DXに取り組んでいます。  具体的には、以下の通りです。  ・IT機器の充実  ・リモートワーク環境の整備  ・出勤とテレワークの「ハイブリッド型就業」でチーム単位の自律的な運用促進  こうしたIT環境の整備に加え、RPAなどの自動化技術や生成AIの活用を通じ、業務効率の向上を実現しています。また、データドリブン経営を推進するために、データレイクの整備とBI活用による見える化を進めてきています。  さらに、データレイクを充実していくために業務システムのモダナイズを実施し、BIによるデータ利活用も積極的に推進しています。これらにより、データドリブン経営の定着化も図っています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　デジタルトランスフォーメーション | | 公表日 | ①　2025年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　日立社会情報サービス企業情報サイトにて公表　　　記載箇所：サイトトップ>会社情報>サステナビリティ>デジタルトランスフォーメーション  　https://www.hitachi-sis.co.jp/company/sustainability/dx/index.html  　掲載箇所：サイトトップ>会社情報>サステナビリティ>デジタルトランスフォーメーション  記載箇所：「達成度を測る指標と管理の仕組み」 | | 記載内容抜粋 | ①　達成度を測る指標と管理の仕組み  DXの取り組みの達成度を測る指標は以下としています。  ・IT投資売上高比率  ・社内IT人財数  ・社内システム稼働時期  ・社内ITサービスの満足度  それぞれの指標について目標を設定し、当社の運営方針を検討する中で当社経営層に定期的に報告。進捗に応じたフィードバックを得る仕組みとしており、それらをもとに次のアクションにつなげるように取り組んでいます。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月29日 | | 発信方法 | ①　DXの取り組み状況について  　日立社会情報サービス 企業情報サイトにて公表　　　掲載箇所：サイトトップ>会社情報>サステナビリティ>デジタルトランスフォーメーション>DXの取り組み状況について  　https://www.hitachi-sis.co.jp/company/sustainability/dx/status.html  　DXの取り組み状況について 戦略の推進状況、課題対応に関するトップメッセージ | | 発信内容 | ①　DXの取り組み状況について  戦略の推進状況、課題対応に関するトップメッセージ  日立グループでは、AI・デジタルを活用・駆使したDXによる社内業務改革や事業構造変革を進めています。当社もコーポレート機能であるDX推進組織と社内IT部門が連携し、トップダウンで社内DXと事業としてのDXを支えるデジタル人財の育成を推進しています。これら活動の成果として得られたDXに対する知見・ノウハウをLumadaに蓄積し、日立グループの一員として、お客さまやパートナーと共有・協創し、社会に価値を提供します。  ◆取り巻く環境の変化とDX促進  リモートワークを併用したハイブリッドな働き方が定着し、OpenAI、Geminiなどの生成AIの活用が一般化してきたことで、デジタルソリューションの形は大きく変化しています。  当社では、これらの環境変化に合わせて、デジタル技術を活用した生産性向上・業務効率アップを図ることで、会社及び社員の成長をめざしています。  ◆DXを促進するための課題への取り組み  DX推進にあたり、AI技術者の育成・確保や情報・業務データの蓄積と活用が重要な取り組み事項になっています。データドリブン経営に向けてデータアナリストやコンサルタントと、環境変化に対応したデジタル人財の育成・確保は急務であり、全社を挙げて取り組んでまいります。  また、達成度合を評価・モニタリングする仕組みを確立し、PDCAサイクルを回すことでさらなるDXの加速を進めてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　2025年 7月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ①取り組み方針  当社は、当社が保有する情報資産を適切に管理し保護することが重要な経営課題であることを認識し、情報セキュリティ方針を定め体制・規程の整備および各種施策の徹底に取り組み、情報セキュリティの継続的な維持に努めています。  ②推進体制  当社では、情報セキュリティ責任者を委員長とする「情報セキュリティ委員会」にて、情報セキュリティおよび個人情報保護に関する取り組み方針、各種施策を決定しています。決定事項は各部門およびグループ会社に伝達し、職場に徹底します。  ③情報セキュリティの徹底  当社では、情報セキュリティと個人情報保護の取り組みにおいて、特に以下２点を重視しています。  １．リスクアセスメントの実施と事故発生時の迅速な対応  守るべき情報資産を明確にし、脆弱性評価とリスク分析に基づいて情報漏洩防止施策を実施しています。また事故発生時における、緊急時のマニュアル作成と報告ルート体制を整備し対応しています。  ２．従業員の倫理観とセキュリティ意識の向上  従業員の倫理観とセキュリティ意識の向上を目的とした集合教育やeラーニング、階層別教育などの全員教育を実施しています。また、認証内部監査を通じて問題点の早期発見と改善に取り組んでいます。  ④具体的な施策  ・情報セキュリティ教育の実施  情報セキュリティを維持していくためには、一人ひとりが日々の情報を取り扱う際に必要とされる知識を身につけ、高い意識を持つことが重要です。当社では、グループ会社を含むすべての役員、従業員、派遣社員などを対象に、情報セキュリティおよび個人情報保護について、eラーニングによる教育を毎年実施しています。そのほかにも、対象別・目的別に多様な教育プログラムを用意し、情報セキュリティ教育を実施しています。  また、最近増加している標的型攻撃メールなどのサイバー攻撃への教育として、実際に攻撃メールを装った模擬メールを従業員に送付し、受信体験を通してセキュリティ感度を高める「標的型攻撃メール模擬訓練」を実施しています。  ・情報漏えいの防止  当社では情報漏洩を防止するために、「機密情報漏洩防止3原則」を定め、機密情報の取り扱いに細心の注意を払い、事故防止に努めています。万が一、事故が発生した場合は、迅速にお客さまに連絡し、監督官庁に届け出るとともに、事故の発生原因究明と再発防止策に取り組み、被害を最小限にとどめるよう努めています。  ・サプライチェーンの取り組み  サプライヤーと連携して情報セキュリティを確保するため、機密情報を取り扱う業務を委託する際には、あらかじめ当社が定めた情報セキュリティ要求基準に基づき、調達先の情報セキュリティ対策状況を確認・審査しています。  サプライヤーに対し、毎年、コンプライアンス説明会を実施しています。コンプライアンス全般に関する依頼事項から機密情報管理・情報セキュリティにおける留意事項などのプログラムとなっており、説明会後に各社にて当社業務従事者に対し個別教育の実施・完了報告などを実施いただいています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。